

「相互代理店契約標準書式（2016）」の発刊にあたって

当協会が平成12年8月に発刊した「相互代理店契約書のモデル〈改訂版〉」は、JIFFA 会員が海外の提携先との間で取り交わす代理店契約を検討する際に参考とすべき一つのモデルとして広く利用されてきた。

しかし、発刊後すでに10数年が経過し、国際貨物輸送業務の多様化や企業としての社会的責任の増大など、その間のフォワーダー業界を取り巻く環境の変化に対応するために、当法務委員会では上記の改訂版モデル（以下、「旧モデル」）に代わる新たな契約書モデルの策定を急ぐべきであるとの結論に達した。

昨年3月、本格的な改訂作業に着手、法的及び実務的な観点からの綿密な検証と議論を経て本年2月に新モデルを完成、これを「相互代理店契約標準書式（2016）」（以下、「標準書式」）と名付けた。この呼称には、今後長きに亘り JIFFA 会員に代理店契約書の標準書式として従来以上に活用して頂きたいとの当法務委員会の念願が込められている。そして、標準書式の完成を機に、その詳細を紹介する本冊子を刊行することとした。

標準書式の作成にあたっては、当協会が加盟する FIATA（International Federation of Freight Forwarders Associations）の標準代理店契約書や、本邦の有力なフォワーダーから提供された契約書のサンプルも参考にしながら、

- （1） 現時の多様化、複雑化した国際貨物輸送業務に適合し、且つ、
- （2） 合法的で公正な業務委託関係の下で契約当事者双方の利益の担保を可能とする契約書の策定を目指した。

具体的には、（1）の目的に対応するため、旧モデルが契約の対象を輸出国の契約当事者が「運送人」の資格で複合運送証券、船荷証券、海上運送状などを発行して行う国際海上貨物輸送（海上輸送及び海陸複合輸送）に限定したのに対し、標準書式では、国際海上貨物輸送に加え、輸出国又は輸入国における貨物の発送や受渡しに関する業務全般を契約の対象に含めた。

また、（2）の要求を満たすためには、契約当事者双方がガバナンスやコンプライアンスの強化が要求される現在の企業環境に適応することが肝要との観点から、「法令、規則及び規定の遵守」、「保険」、「権利放棄の否定」等の規定を新設するとともに、旧モデルより継承した規定についても内容の見直しを行った。

本冊子では、標準書式の条項ごとに解説を加えた。あくまで契約の内容は取引の実態に即して当事者間の交渉により取り決められるものであり、標準書式の採否についても JIFFA 会員の自由である。実務者各位が事前の一読し、各規定の背景や理由について十分理解を深めたうえで代理店契約の締結を進めていただければ、本冊子の趣旨に適うものとして当法務委員会にとってこれ以上の喜びはない。

末尾になったが、本標準書式の制定にあたっては、国際輸送に関する賠償責任保険やリスク
マネジメント・サービスを世界中のロジスティクス業者に提供している **TT Club** より、英
文の用法及び各条文の内容について特に貴重な助言を頂いた。ここにその名を記して甚深の謝
意を表する次第である。

平成 28 年 2 月

一般社団法人 国際フレイトフォワードーズ協会
法務委員会

MUTUAL AGENCY AGREEMENT

This Agreement is made and entered into this [DD] day of [Month], [YYYY] by and between [JIFFA member company's official name as indicated in incorporation or other official documents], a company organised and existing under the laws of Japan, having its principal office at [address of Member's principal office], hereinafter "the Member" and [official name of overseas forwarder as indicated in incorporation or other official documents], a company organised and existing under the laws of [the country in which Forwarder is registered] and having its principal office at [address of Forwarder's principal office], hereinafter "the Forwarder".

WITNESSETH:

WHEREAS, the Parties hereto desire to cooperate for the development of Cargo Transportation between Japan and [name of the country].

Now the Parties hereto agree as follows:

【訳文】

相互代理店契約書

日本国の法律に基づき設立され存続し、[貴社の本店住所]に主たる事務所を有する法人である [JIFFA 会員会社である貴社の法人登記簿謄本又はその他公式文書に示されている正式名称] (以下「JIFFA 会員」という)、と [相手フォワーダーが登録されている国] の法律に基づき設立され存続し、[相手フォワーダーの本店住所]に主たる事務所を有する法人である [相手フォワーダーの法人登記簿謄本又はその他公式文書に示されている正式名称] (以下「相手フォワーダー」という)、との間で、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に締結された本契約書は、以下のことを証する。

両当事者は、日本国と [海外フォワーダー所在国名] との間における国際輸送を推進するために、お互いに協力し合うことを願うものである。

このため、両当事者は次の通り合意する。

解説

本標準書式は、題名の「MUTUAL AGENCY AGREEMENT」が示す通り、平成 12 年 8 月発刊の改訂版と同じく相互代理店契約書の形態を採用した。

フォワーダーが締結する相互代理店契約は、各当事者の所在国から海上輸送される貨物の取